

## 8. 管理運営

### 8-1 管理運営に関する規程等の整備（レベルⅠ○）

#### 〔現状の説明〕

管理運営体制に関して「法科院基準」は、法科大学院の管理運営に関する規程等の整備を求めている。

この点に関して本学では、専門職大学院の教授会の設置を「学則」第51条に定め、同第52条に審議・決定事項について定めている（資料8-1-1）。これを踏まえて本法科大学院では、その運営の細目について、「龍谷大学大学院法務研究科（法科大学院）教授会内規」を定めて対応している（資料8-1-2）。

教授会の下に設置する各種委員会については、「委員会内規」に基づき設置・運営を行っている（資料8-1-3）。また、各種委員会のうち、「FD委員会」については、「FD規程」第2条ないし第4条で細目を定めている（資料8-1-4 [p. 52]）。「法科大学院自己点検・評価委員会」についても、「法科大学院自己点検・評価委員会内規」（資料8-1-5）で細目を定めている。

なお、「情報公開委員会」については、2013年度当初は「委員会規程」に規定がなく、「情報公開内規」（資料8-1-6）第7条を根拠に設置していた。しかし、2013年度第23回教授会（2014. 2. 19開催）では、「委員会内規」の改正が承認され、「情報公開委員会」についても、当該内規上での位置づけがなされることになった（資料8-1-7）。

#### 〔点検・評価（長所と問題点）〕

管理運営に関する規程等の整備については、教授会及び各種委員会の設置及び運営に関する明文の定めがあることから、「法科院基準」に照らして適切に対応している。

なお、長所及び問題点についての特記事項はない。

#### 〔根拠・参照資料〕

- 資料8-1-1 「龍谷大学専門職大学院学則」2004年11月30日設置認可【巻末リストA003】
- 資料8-1-2 「龍谷大学大学院法務研究科（法科大学院）教授会内規」2005年4月20日制定【巻末リストA024】
- 資料8-1-3 「龍谷大学大学院法務研究科（法科大学院）委員会内規」2012年11月7日制定【巻末リストA025】
- 資料8-1-4 龍谷大学法科大学院FD委員会「龍谷大学法科大学院2012年度FD活動報告書」2013年9月【巻末リストC075】
- 資料8-1-5 「法科大学院自己点検・評価委員会内規」2011年6月8日制定【巻末リストA027】
- 資料8-1-6 「龍谷大学法科大学院情報の公開等に関する内規」2012年10月3日制定【巻末リストA029】
- 資料8-1-7 「龍谷大学大学院法務研究科（法科大学院）委員会内規の一部を改正する内規」2014年2月19日制定【巻末リストA026】

### 8-2 教学及びその他重要事項に関する専任教員組織の決定の尊重（レベルⅠ◎）

#### 〔現状の説明〕

管理運営体制等に関して「法科院基準」は、「法科大学院の教学及びその他の管理運営に関する重要事項については教授会等の法科大学院固有の専任教員組織の決定が尊重されている」ことを求めている。

この点に関して本法科大学院では、「学則」第51条第1項に基づき、固有の「法科大学院教授会」を設置している（資料8-2-1）。その審議・決定事項については、「学則」第52条に定めがあり、全学的に決定する事項を除く以下の事項を審議・決定することになっている（資料8-2-1）。

- (1) 教育職員の人事に関する事項
- (2) 研究科長及び評議員の選考に関する事項
- (3) 研究及び教授に関する事項
- (4) 教育課程の編成、履修方法及び試験に関する事項
- (5) 学業評価に関する事項
- (6) 学生の入学、退学、休学、復学、留学及び修了に関する事項
- (7) 学生の補導厚生に関する事項
- (8) 研究科内諸規程の制定改廃に関する事項
- (9) 学位称号に関する事項
- (10) その他、研究科における重要な事項

#### [点検・評価（長所と問題点）]

教学及びその他重要事項に関する専任教員組織の決定の尊重に係る点検・評価については以下のとおりである。

教授会が審議・決定権限を有する事項については、全学規程である「学則」に明文化されており、そこには、教学及びその他管理運営に関する重要事項が網羅されているといえる。したがって、「法科院基準」に照らして適切である。

なお、長所及び問題点についての特記事項はない。

#### [根拠・参照資料]

資料8-2-1 「龍谷大学専門職大学院学則」2004年11月30日設置認可【巻末リストA003】

### 8-3 法科大学院固有の専任教員組織の長の任免（レベルⅠ〇）

#### [現状の説明]

法科大学院固有の管理運営を行う専任教員組織の長の任免については、法科大学院の組織長である「研究科長」の選出方法等を、「龍谷大学大学院法務研究科研究科長選挙内規」（資料8-3-1）で定めている。

「研究科長」は法科大学院に所属する専任教員の中から選挙によって選出される（第1条）。選挙は、法科大学院に所属する専任教員（ただし休職・停職中の者及び国外研究員を除く）、全学の専任事務職員から選ばれた選挙人（ただし法科大学院所属の専任教員の合計人数の5分の1に相当する人数）によって（第2条）、選挙権者の3分の2以上が出席する選挙会で、単記無記名投票により行う（第4条）。研究科長選挙に当たっては、院長選挙管理委員会が設置され、選挙に関する一切の事務を執り行う（第9条）。

#### [点検・評価（長所と問題点）]

「現状の説明」で記述したとおり、適切に対応している。

なお、長所及び問題点についての特記事項はない。

#### [根拠・参照資料]

資料8-3-1 「龍谷大学大学院法務研究科研究科長選挙内規」2004年4月28日【巻末リストA023】

### 8-4 関係学部・研究科等との連携（レベルⅠ〇）

#### [現状の説明]

法科大学院と関係する学部・研究科等との連携について、「法科院基準」は、関係学部・研究科等が設置されている場合、それとの連携・役割分担が適切に行われていることを求めている。

この点に関して、本学では、法科大学院以外の法学系の学部・研究科としては、法学部及び大学院法学研究科が設置されている。法学部と法科大学院はそれぞれ独立した組織であり、いずれも固有の教授会を有している。その一方で、大学院法学研究科については、法学部に基礎を置く研究科であり、運営については法学部の教員によって構成される法学研究科委員会が担っている。事務組織についても、法科大学院と法学部は独立した教務課を有しているのに対し、大学院法学研究科の教務については法学部教務課が所管している。

他方で、教育課程については、法科大学院、法学部、大学院法学研究科ともに独立した教育課程を編成しており、その運営については、それぞれの教授会又は研究科委員会の下に置かれた教務委員会が担っている。ただし、いずれの教育課程も相互に密接な関連を有することから、法科大学院の教員が兼任教員として法学部又は法学研究科の授業を担当することがある。また、法学部の教員が法科大学院の授業を担当することもある。そのため、授業担当者の決定時及び授業時間割の編成時には、必要に応じて各教務委員会が相互に調整を行っている。

このような調整を円滑に行うため、定例協議の場として、法科大学院、法学部及び大学院法学研究科の研究科長・学部長及び各教務主任により構成される「三者協議会」を設置し、対応している（資料8-4-1）。

#### [点検・評価（長所と問題点）]

法科大学院と関係する学部・研究科等との連携・役割分担については、「三者協議会」を設置することにより、組織的な連携がなされていることから、「法科院基準」に照らして適切であるといえる。この点については、本学の法学系教学責任主体の長所であると自負している。

#### [将来への取り組み・まとめ]

「三者協議会」を通じた法学系教学責任主体相互の連携については、今後も維持する。

#### [根拠・参照資料]

資料8-4-1 「法学部・法学研究科・法科大学院三者協議会の運営に関する申し合せ」2007年4月11日制定【巻末リストA028】

### 8-5 財政基盤の確保（レベルI O）

#### [現状の説明]

財政基盤の確保について、「法科院基準」は、法科大学院の教育研究活動の環境整備のために十分な財政基盤及び資金の確保に努めていることを求めている。

本学は、「財政基本計画」に則した財政運営を行っており、その基本理念である「教学創造こそ財政」の認識の下、学生や社会から評価される教学内容を創造し、「安定的な学生確保」や「多様な外部資金の獲得」を図ることにより、そこから得られた資金をさらに教学創造という質的発展に重点投資を行い、教学支援財政の確立に向けた「主体性」「安定性」「健全性」「社会性」の高い財政運営を目指している（資料8-5-1及び資料8-5-2）。

#### [点検・評価（長所と問題点）]

「現状の説明」で記述したとおり、適切に対応している。

なお、長所及び問題点についての特記事項はない。

#### [根拠・参照資料]

資料8-5-1 龍谷大学『龍谷大学財政基本計画』の改訂について 2010年7月15日 評議会承認【巻末リストI001】

## 8-6 特色ある取り組み（レベルⅡ〇）

### 〔現状の説明〕

管理運営の機能・在り方等の充実を図るための特色ある取り組みについては、教育課程の編成上、各科目担当教員の決定等に関して、法科大学院、法学部、大学院法学研究科の各教学責任主体が、相互に必要な連携をとっていることについては上述のとおりである。これらの三者で、組織的にかつ恒常的に相互の連携協議を重ねるために、「法学部・法学研究科・法科大学院三者協議会」を設置している（資料8-6-1）。

この三者協議会は、運営に関する申合せを三者で自主的に定め、月に1回程度開催している（2013年度は9回開催した）。三者協議会の構成員は、法科大学院、法学部及び大学院法学研究科それぞれの長（研究科長又は学部長）及び教務主任であり、法科大学院教務課及び法学部教務課の両課長と担当課員が事務局を担っている。

三者協議会の発足に伴い、法科大学院、法学部、大学院法学研究科の各教学責任主体の教授会・研究科委員会の議事録を相互に回覧し、情報を共有している。さらに、教員人事計画に関する意見交換なども重ねており、今後の三者のあるべき姿についても協議している。三者協議会の議論状況については、それぞれの教授会又は研究科委員会で報告されている。

### 〔点検・評価（長所と問題点）〕

管理運営の機能・在り方等の充実を図るための特色ある取り組みについては、法学系教学主体間の連携組織である「三者協議会」を定期的実施し、協議している点が長所として挙げられる。

なお、長所及び問題点についての特記事項はない。

### 〔根拠・参照資料〕

資料8-6-1 「法学部・法学研究科・法科大学院三者協議会の運営に関する申し合せ」2007年4月11日制定【巻末リストA028】